

# 服装に関する規定

令和5年 4月 1日  
愛知県立熱田高等学校

熱田高校の生徒としての誇りを持ち、端正な服装、身だしなみを心掛け、品格を保つこと。

- 1 制服……本校指定の制服を端正な身だしなみで着用する。  
学生服 冬服：黒の詰襟学生服  
校章入りボタンをつけ左襟にバッジをつける。上衣とズボンは同生地とする。  
学生服 夏服：上衣は白の校章刺繍入り開襟シャツ、又はカッターシャツ。  
(但し、無地で織柄のないもの)ズボンは黒。  
セーラー服冬服：紺のセーラー型で上衣とスカートは同生地とする。上衣は同色の襟に黒線を入れ  
胸にバッジをつける。セーラー服のリボン濃紺の指定のものを着用する。  
セーラー服夏服：上衣は白の校章刺繍入りセーラー型でスカートは冬服と同じ。  
※4月と11月から3月は原則冬服の着用期間とするが、時節に応じて衣替えをする。

- 2 履物  
上履：スリッパ。学校学年指定のものとする。  
下履：黒、又は茶の皮靴(ブーツは禁止)。運動靴
- 3 くつ下  
ストッキング……黒、又は華美でないもの  
ソックス……単色を基本とし、派手な色や柄でないもの
- 4 頭髪  
加工は禁止。(パーマ、染色等)
- 5 装飾品  
装飾品はつけない。(ピアス、イヤリング等)
- 6 化粧はしない。

## 防寒着の規定

- 1 防寒着の着用期間は原則として、冬服の着用期間とする。なお、朝のSTから帰りのSTまで校内で着用しない。
- 2 防寒着は無地を基本とし、華美でないものとする。
- 3 防寒具についても同様とする。

## カーディガンの規定

- 1 セーラー服に限りカーディガンの着用を認めるが、制服の襟を必ず出すこと。
- 2 無地・単色を基本とし、華美でないものとする。(ライン入りやフード付きのもの等は認めない)

## 規則等の変更

- 1 校長は規則等の変更(追加、改正又は廃止)をする場合、関係分掌・委員会等で審議し、自校のスクールポリシーを踏まえて総合的に判断し決定する。その後、職員会議にて職員に周知し、生徒に連絡周知する。
- 2 生徒会は規則の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒議会の審議を経て承認を得た後、校長に対し規則の変更を求めることができる。校長は変更(追加、改正又は廃止)が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、関係分掌、委員会等で内容を議論する。その後、校長は自校のスクールポリシーを踏まえて総合的に判断し、規則の変更等を決定する。